

私有道路における公共下水道管設置取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道事業計画区域内の一定の私有道路に、公共下水道管を設置することにより、私有道路に面する家屋の水洗化を図り、もって下水道普及率の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において私有道路とは、道路法（昭和27年法律第180号）による道路（以下「公道」という。）に認定されていない道路（一般通行の用に供されているものに限る。）であって、国又は公共団体以外のものが管理し、及びその敷地所有権を有するものをいう。

(設置基準)

第3条 市は、公共下水道事業計画区域内において、私有道路のうち次項に規定する私有道路に公共下水道管を設置するものとする。

2 前項の規定する私有道路とは、土地登記簿上、地目が公衆用道路である道路であって当該道路の土地が当該道路に隣接する土地と分筆されているもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路をいう。ただし、市長が公益上特に必要と認めるものは、この限りでない。

3 前項本文の私有道路は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たすものでなければならない。

(1) 道路の両端又は一端が公道に接続し、かつ、幅員180センチメートル以上であり、当該道路に隣接する所有者の異なる土地又は家屋が、2宅地以上又は2戸以上あること。この場合において、原則として公道に面する土地又は家屋は数えない。

(2) 道路について所有権その他の権利を有する者全員が、この要綱による公共下水道管の埋設占用条件を承認のうえ、当該道路に対する公共下水道管の設置を承諾していること。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる区域内にある私有道路については、この要綱は適用しない。

(1) 国又は地方公共団体の所有する家屋のみが所在する区域

- (2) 公社、公団その他の法人の所有する家屋のみが所在する区域
- (3) 新たに敷地造成（開発行為によるものに限る。）を行う地域
- (4) 公共下水道事業計画区域内で、都市計画又は区画整理事業により公共下水道管を設置した区域

（申請）

第4条 公共下水道管の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は、代表者を定め、当該代表者を通じて公共下水道管設置申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 公共下水道管設置申請者名簿（様式第2号）
- (2) 土地使用承諾書（様式第3号）
- (3) 前号の承諾書を提出する者全員の印鑑登録証明書
- (4) 土地所有者名簿（様式第4号）
- (5) 私有道路の案内図及び公図の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、その可否を決定し、公共下水道管設置決定通知書（様式第5号）により、申請者の代表者に通知しなければならない。

（施行細目）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。